

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

瀬戸市長 川本 雅之

市町村名 (市町村コード)	瀬戸市 (23204)
地域名 (地域内農業集落名)	上半田川地区 (上半田川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月19日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農地のほぼすべてが水田で、主に「ミネアサヒ」を栽培している。水がきれいで味もよく、学校給食にも積極的に提供している。現状はおおむねすべての農地で耕作が行われているが、当地区は市内他地区と比べても特に耕作者の高齢化が顕著であり、数年後は不透明である。後継者も不在である農家が多く、農地を誰に引き継いでいくかが重要な課題となっている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

農業の法人化、機械の購入費の負担、新規就農希望者がいるものの本当に耕作できるのか等、様々な意見が出された。耕作希望者や現耕作者の意向を踏まえながら、今後も話し合いを継続していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を確保し、できる限り集約した形で農地を貸し出し、広範囲を効率的に耕作できるようにする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手が定まり次第、順次中間管理機構を通した利用権設定を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農協と連携して、「瀬戸農業塾」を実施し、新規就農者の育成を行っている。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用予定はなし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--